

取り組み状況資料

【第5章 行政運営】

条 項：第15条 行政評価

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

取り組み：第1項

①年2回、評価表（評価版・改革版）

を公表（H16～）

②江別市行政評価外部評価委員会を

設置し、市民の目線による外部評
価の仕組みを導入（H22～）

事業名：行政評価・外部評価推進事業

政策推進課参事（総合計画・総合戦略）

政策	09 計画推進	戦 略	
取組の基本方針	01 自主・自立の市政運営の推進	プロジェクト	
		フローグラム	
開始年度	平成16年度	終了年度	—

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

- ・市職員
- ・市民

手段（事務事業の内容、やり方）

- ・評価調書の作成など、事務事業を基礎とする行政評価を行う。
- ・行政評価にかかる指標把握等のため、市民アンケート調査を実施する。
- ・行政評価にかかる職員の技能向上を目的として、庁内説明会や研修会を開催する。
- ・市民公募委員を含む行政評価外部評価委員会を開催し、市が自ら行った行政評価（内部評価）に対して、外部評価を行うとともに、その結果を公表する。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

- ・行政評価の手法を用いて、P D C Aサイクルによる総合計画の推進が図られる。
- ・外部評価の実施により、職員が行う内部評価の信頼性や客観性の確保され行政評価の質が向上し、総合計画の一層の推進につながる。

指標・事業費の推移

区分		単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度当初
対象指標1	市職員数	人	1,143	1,151	1,158	1,158
対象指標2	市民数	人	120,802	120,335	119,587	119,587
活動指標1	行政評価説明会等開催回数	回	15	1	3	2
活動指標2	外部評価委員会開催回数	回	0	5	6	8
成果指標1	まちづくり政策にかかる成果指標の目標達成割合	%	0	47.3	54.2	100
成果指標2	計画的に成果が上がっている事務事業の割合	%	90.7	89.5	90.4	100
事業費(A)		千円	3,704	2,446	2,817	3,076
正職員人件費(B)		千円	7,813	5,497	10,481	9,181
総事業費(A+B)		千円	11,517	7,943	13,298	12,257

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
27年度	・説明会等の開催 ・市民アンケートの実施 ・外部評価委員会の開催	・説明会等開催経費 0千円 ・市民アンケート実施経費 2,527千円 ・外部評価委員会開催経費 290千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景

平成16年度にスタートした「第5次江別市総合計画」において、総合計画の適正な進行管理を図るためにP D Sサイクルによる行政評価の手法を取り入れ、施策や事業を統一的な視点で検証し、見直しを行う仕組みを導入した。

この仕組みの導入に伴い、平成16年度から「行政評価推進事業」及び「行政評価外部評価事業」が開始した。

事業を取り巻く環境変化

平成26年度からスタートした「えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>」において、計画の進行管理に行政評価システムを継続して採用し、進捗管理に用いるマネジメントサイクルについては、P（計画）－D（実行）－S（評価）サイクルから改善過程を追加したP（計画）－D（実行）－C（評価）－A（改善）サイクルを採用した。

また、平成27年度からは、これまで2事業に分かれていた「行政評価推進事業」と「行政評価外部評価事業」を統合して本事業へ一本化し、事務の効率化を図った。

平成27年度の実績による担当課の評価（平成28年度7月時点）

(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？（目的妥当性）

妥当性が低い	理由根拠	第6次江別市総合計画は、”江別市が目指すまちの姿”と”それを実現する方向性”を示す「えべつまちづくり未来構想」と、これを重点的・集中的に取り組むための「えべつ未来戦略」からなる、市の最上位計画である。 本事業は、この第6次江別市総合計画における目標を達成するために進行管理を行うことを目的とするもので、市の役割に適うものである。

(2) 上位計画等（総合計画・個別計画等）への貢献度は大きいですか？（上位貢献度）

貢献度　ふつう 貢献度　小さい 基礎的事務事業	理由根拠	第6次江別市総合計画が、PDCAサイクルによる行政評価の手法を用いて計画の進行管理を行うこととしており、総合計画の進行管理のために実施する本事業の総合計画への貢献度は大きい。

(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果が上がっている理由、上がっていない理由は何ですか？（成果動向及び原因分析）

上がっている 上がっていない	理由根拠	第6次江別市総合計画は、平成26年度から10年間の計画年度であるが、平成27年度は計画2年目の実績にあたり、計画全体の推進状況から成果を検証するには時期早尚である。 しかし、行政評価による総合計画の進行管理は、平成16年度から継続的に実施していることから、近年の成果指標の推移は安定傾向にある。

(4) 成果が向上する余地（可能性）はありますか？その理由は何ですか？（成果向上余地）

成果向上余地　中 成果向上余地　小・なし	理由根拠	行政評価の手法により施策や事務事業の継続的な改善を図ることで、成果向上が期待されるほか、外部評価の視点を取り入れることでの評価の信頼性や客観性の確保により評価の質を高めていくことで、より一層の成果向上が期待される。

(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算や所要時間）を削減する方法はありませんか？（効率性）

なし	理由根拠	本事業は、行政評価及び外部評価を実施する上で必要最低限度の内容にて実施しており、これ以上のコスト削減は成果の低下につながる。



■行政評価・外部評価の導入経過

年度	内容
平成13年度	行政診断の結果、行政評価制度導入の必要性についての報告 行政評価（施策評価）の試行を実施
平成14～15年度	行政評価（施策評価と事務事業評価）の試行を実施 市の行政資源（予算・人員）の効率的な配分を検討
平成16年度	第5次江別市総合計画策定（～平成25年度） 総合計画の進行管理に行政評価を採用（本格実施）
平成21年度	江別市自治基本条例が制定され行政評価・外部評価を条文化
平成22年度	第5次江別市総合計画後期基本計画に合わせ外部評価を実施
平成25年度	第6次江別市総合計画策定（平成26～35年度） 継続して総合計画の進行管理に行政評価を採用
平成26年度	第6次江別市総合計画における行政評価外部評価の制度のあり方を決定 未来戦略構成事業を外部評価対象に決定

■ 江別市の行政評価・外部評価の考え方

行政評価

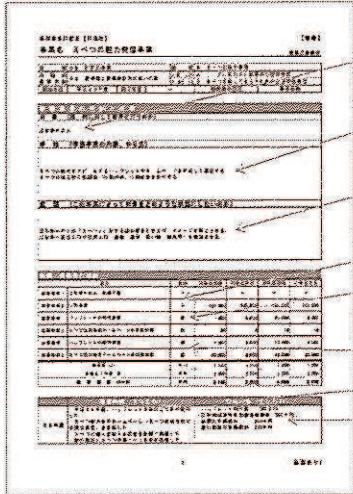
- 評価目的 江別市総合計画の進捗管理
- 評価対象 江別市総合計画の施策・事務事業
- 評価観点 ①目的や目標がどれだけ達成できたのか
②どれだけ成果が出ているのか
- 期待効果 江別市総合計画の施策・事務事業の改善

内部評価	外部評価
■ 目的 実施した施策・事業について自ら内部点検	■ 目的 行政評価制度の客觀性及び信頼性を確保
■ 方法 担当部署が評価表を作成 幹部職員が評価結果を点検・決裁	■ 方法 内部評価の結果を外部の専門家及び市民の視点で再評価

→ ←

12 江別市企画政策部

■ 事務事業評価表 | 表



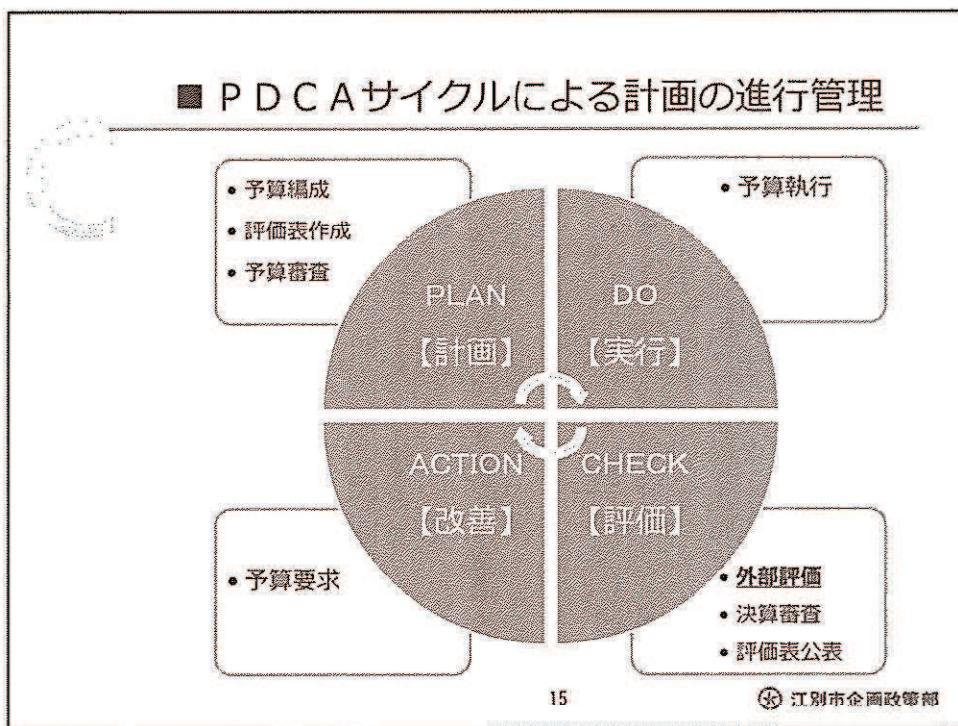
- 対象 この事業の対象となる人・物など。
- 手段 この事業の具体的手段・手法など。
- 意図 この事業によって対象がどのようにになるのか。
- 対象指標 対象の大きさ
- 活動指標 手段（活動量・業務量）の大きさを表す。
- 成果指標 意図の達成度合い
- 事業内容 事業の主な内容
- 費用内訳 事業費の主な内訳

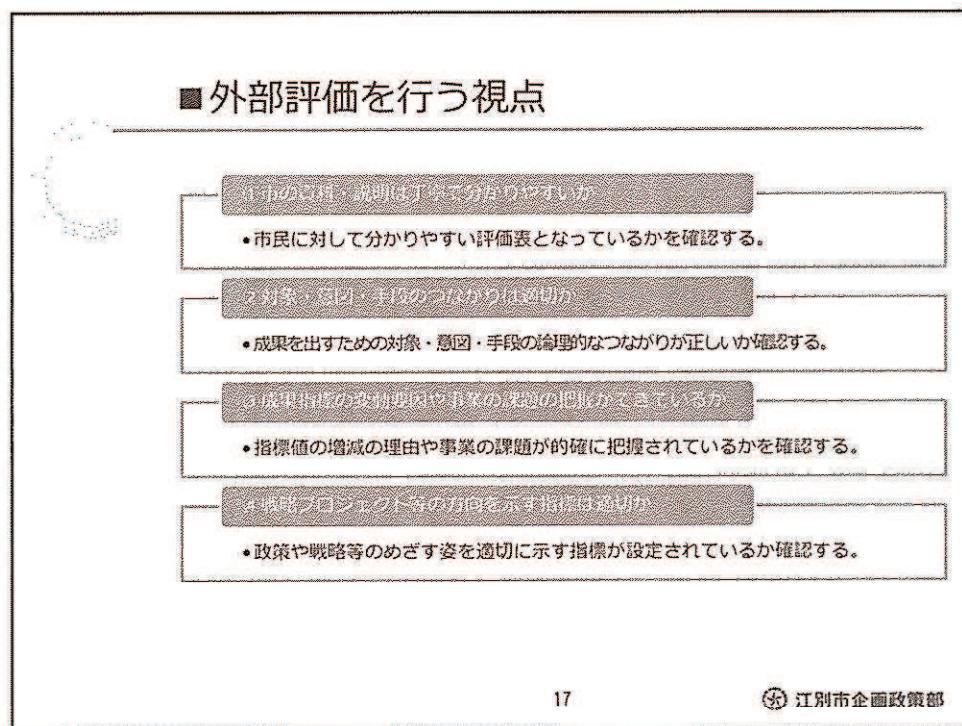
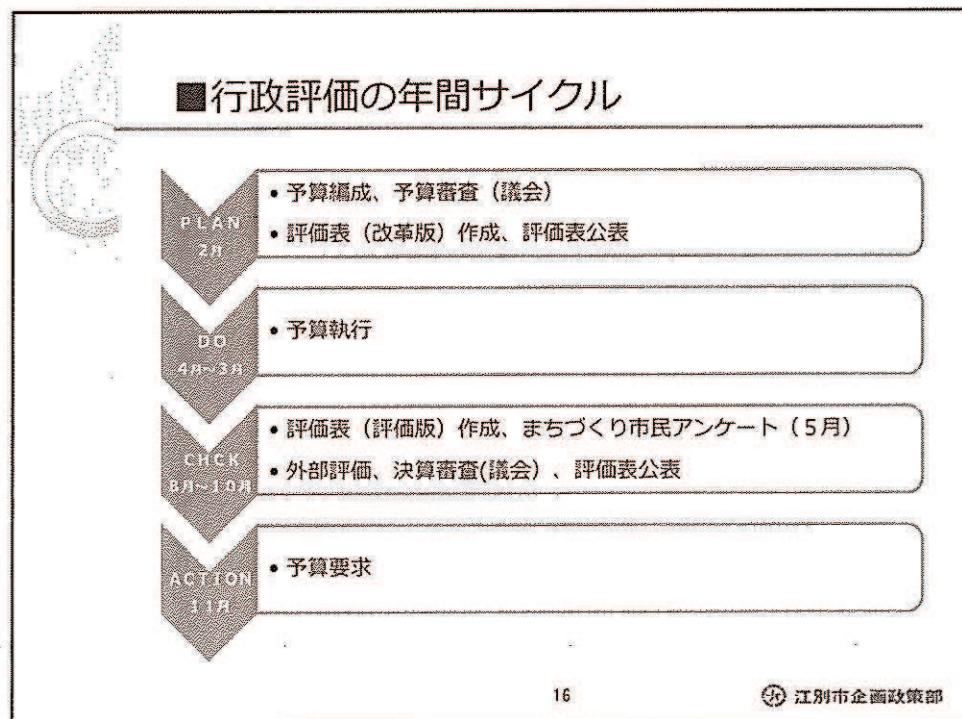
13 江別市企画政策部

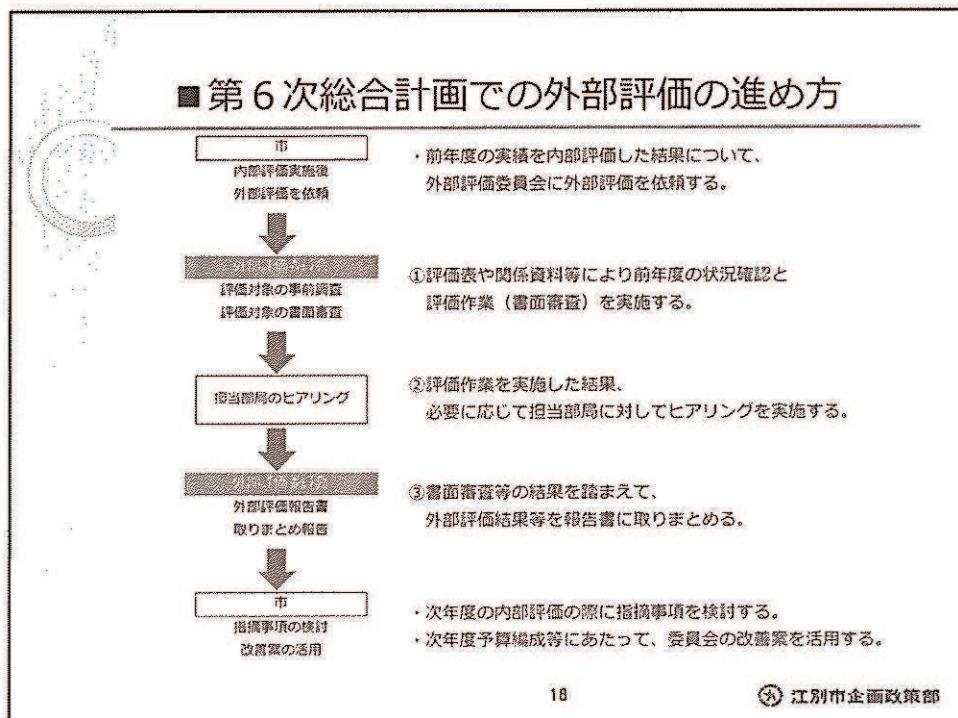
■事務事業評価表 | 裏

- 事業開始背景
この事業がなぜ開始されたか
- 事業を取り巻く環境変化
法改正など事業に与える
環境変化の内容
- 担当課の評価
担当課としての事業に対する評価

14 江別市企画政策部







■第6次総合計画での外部評価の年次計画

年　度	外部評価実施内容	実施年度	年次計画
H 2 6	第6次江別市総合計画での行政外部評価の手法を検討	—	第6次江別市総合計画開始
H 2 7	戦略3	10事業	
H 2 8	戦略2	19事業	
H 2 9	戦略1・4	13事業	
H 3 0	外部評価結果を総合計画見直しの検討に反映		第6次江別市総合計画中間見直し
H 3 1			第6次江別市総合計画後半5年開始

19 江別市企画政策部

取り組み状況資料

【第5章 行政運営】

条 項：第16条 政策法務

市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

取り組み：①政策法務基礎研修を実施

政策法務基礎研修の実施（再掲）

1 政策法務（基礎）研修

（1）目的

市民サービス向上のための政策立案について、関係する法体系のもとで、合理的に条例化する知識と手法を習得する。

（2）対象

採用4～7年目の職員他

（3）概要

分権時代の行政運営、自治体の政策形成、法制執務などについて学ぶ。

（4）参加人数

平成27年度 15人 平成26年度 22人 平成25年度 13人